

除染計画の概要

基本方針 放射性物質による汚染は市全域に広がっており、除染にあたっては市だけでなく、自治会や市民団体など市民との連携・協力が不可欠です。このため、市と市民が協力して本計画を推進していくことを基本とします。

計画期間 平成23年度から平成25年度まで

目標

平成25年度末（子どもが多く利用する施設のうち小・中学校などは平成24年8月末）までに、市内全域の放射線量を次の目標値まで低減します。

①市内全域の放射線量（法定の目標値）

- ◎年間の追加被ばく線量を1ミリシーベルト以下にします。
- ◎高さ1メートル（小学生以下が利用する施設は50cm）で毎時0.23マイクロシーベルト未満にします。

②子どもが多く利用する施設のうち小・中学校などの放射線量（市の独自目標）

- ◎子どもが受ける年間放射線量の積算線量計による推計値が1ミリシーベルト以下となるようにします。
- ◎高さ5cmで毎時0.23マイクロシーベルト未満にします。

除染対象と除染スケジュール

市内全域を除染実施区域とします。子どもが多く利用する施設の除染を優先し、それ以外の公共施設や民有地については除染の実施状況を見ながら進めていきます。スケジュールは必要に応じ、見直します。

| 対象区分 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------------------------------------|--------|--------------------|--------|
| 子どもが多く利用する施設 | ● | ● | ● |
| 小・中学校、保育園・幼稚園、子育て支援施設、学童保育室、こども発達センター | ● | ● | ● |
| 公園、子どもの遊び場 | ● | ● | ● |
| スポーツ施設 | ● | ● | ● |
| 道路（市道） | ● | ● | ● |
| 上記以外の市が管理する施設 | ● | ● | ● |
| 民家（戸建て住宅） | ● | ● | ● |
| 教育施設、商業施設、工場、病院、集合住宅 | ● | ● | ● |
| 農地 | | (詳細測定を行い、方針を決定する) | |
| 国が管理する施設 | | (協議の上、実施時期等を検討) | |
| 県が管理する施設 | | (協議の上、方法、実施時期等を検討) | |
| 独法等が管理する施設 | | (詳細測定を行い、方針を決定する) | |

※点線矢印:局所的に線量の高い場所の除染

放射能汚染への総合的な取り組み

農産物や給食の安全性、我孫子市産農産物の風評被害対策、放射線の健康への影響等の対応を含めた放射能対策総合計画を策定し、推進します。

問い合わせ

代表 ☎7185-1111

- ◎除染計画全般 放射能対策室 ☎7185-2495
- ◎小・中学校の除染 教育委員会総務課 ☎7185-1110
- ◎保育園・幼稚園、子育て支援施設の除染 保育課・内線445
- ◎こども発達センターの除染 ☎7188-0472
- ◎学童保育室の除染 子ども支援課・内線449
- ◎公園、子どもの遊び場の除染 公園緑地課・内線544
- ◎スポーツ施設の除染 教育委員会文化・スポーツ課 ☎7185-1604
- ◎道路（通学路）の除染 道路課・内線532
- ◎農地の除染 農政課・内線511

我孫子市放射性物質除染計画（第2次）を策定

子どもの生活空間を中心に、市内の除染を計画的に進めます



▲我孫子第一小学校での除染作業

除染方法

施設や汚染の状況に応じて、国の除染関係ガイドラインに示す方法（下表参照）の中から必要な作業を選定します。

| 施設 | 除染方法 |
|-------------------------------|---|
| 小・中学校、保育園・幼稚園、公園等子どもが多く利用する施設 | 建屋の洗浄（高圧洗浄）、雨どい等の清掃・汚泥の除去、アスファルトの洗浄（ブラシ洗浄）、側溝などの清掃・洗浄・汚泥の除去、表土除去・上下層の入替、枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄、落葉の除去、除草など |
| 上記以外の公共施設 | 建屋の洗浄、雨どいなどの清掃・洗浄、側溝などの清掃・洗浄、枝葉の剪定、落葉の除去、除草 |
| 戸建て住宅 | 家屋の洗浄、側溝などの清掃・洗浄・汚泥の除去、枝葉の剪定、落葉の除去、除草 |
| 道路 | 路面洗浄、除草、側溝の清掃、のり面の除草 |
| 農地（果樹園、茶園） | 樹皮の洗浄、枝葉の剪定、除草、水路の清掃・汚泥の除去 |
| 農地（上記以外） | 反転耕・深耕、肥料・有機質資材・土壌改良資材などの散布、畦畔・農道の除草、水路の清掃・汚泥の除去 |

民有地の除染

①子どものいる戸建て住宅の除染…原則、国からの財政支援を受けて、市が行います。

詳しくは、今後の放射能対策ニュースでお知らせします。

対象 子どものいる戸建て住宅（未就学児童の家庭を優先）

除染基準 庭等で測定を行い、高さ50cmで毎時0.23マイクロシーベルト以上の住宅

除染方法 家屋の除染、コンクリート等の除染、草木除去

開始時期 平成24年10月を予定

②自治会等が行う除染活動への支援…本計画の基本方針に基づき、自治会等の除染活動を積極的に支援していきます。

除染アドバイザーの派遣 作業計画の立案や、放射線量の測定方法・除染方法についてのアドバイスを行います。また、市の連絡窓口として、自治会等からの意見をとりまとめるなど情報共有を行っていきます。

除染に関する講習会の開催 除染の専門家を講師として、地域単位で講習会を開催します。

除染に必要な資機材の提供 空間線量計などの備品や、手袋、マスク、ゴーグルなどの資機材の提供を行います。

小・中学校、公園の除染

◆市内全小・中学校の除染は、平成24年8月末までに終了します

◎5月着手予定（校庭の全面除染）

我孫子第三小、我孫子第四小、湖北小、布佐小、湖北台西小、湖北台東小、根戸小、布佐南小、新木小 ※我孫子第一小、我孫子第二小、並木小、高野山小の4校は実施済み

◎7月着手予定

全13小学校（校舎および校舎周りの除染）

全6中学校（校舎および校舎周りの除染、校庭の全面除染）

◆公園の除染は、平成24年度中に約80か所を予定しています。

ホールボディカウンタ測定費用の一部を助成します

放射性物質による内部被ばくに対する市民の不安軽減を図ること、内部被ばくの状況を把握することを目的として、測定に要した費用の一部を助成します。

測定を希望する方は、事前に健康づくり支援課へご連絡ください。

助成対象者 我孫子市に住民登録または外国人登録があり、次のいずれかの要件を満たしている方・妊婦・乳幼児・小学生および中学生（乳幼児で測定が困難な場合は、本人と1日の大半の生活を共にしている保護者1人が替わることができます。測定が困難な乳幼児が2人以上いる場合でも、替わることができる保護者は1人です）

助成額 測定1人につき3000円限度 ※次の①②③の方は、測定1人につき6000円限度 ①生活保護受給世帯の方 ②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進および永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯に属する方 ③当該年度分の市民税（当該年度分が確定しない場合には、前年度の当該税）非課税（全部免除された場合を含む）世帯に属する方

助成対象期間 4月1日から平成25年2月28日まで（助成申請期間は、平成25年3月29日まで）

助成回数 測定1人につき1回

申請方法 測定実施後、健康づくり支援課へ直接または郵送。

申請に必要なもの ①助成金交付申請書②助成金請求書③測定時の領収書原本④測定結果の確認ができる書類※助成額①②③に該当する方は証明する書類または同意書。申請書類は、保健センターに用意してあります。（市ホームページからダウンロード可）

実施機関 実施機関の指定はありません。現時点で、市が把握している機関は下記の通りです。

| 実施機関名 | 放射線リスクリサーチセンター (測定実施機関は、東海渡井クリニック) | 高輪クリニック |
|-------|---|--|
| 場所 | 東京都大田区東海3の2の1 大田市場内事務棟8階 ※JR品川駅港南口より都バス 大田市場行き大田市場事務棟前 | 東京都港区高輪4の23の6 ハイホーム高輪201 ※JR品川駅高輪口より徒歩5分 |
| 申込先 | ☎03-5755-9633 受付時間 月～金9時～17時 | ☎080-3593-9272 ☎03-3449-4909 受付時間 10時～18時 ※申込時に我孫子市民であることをお伝え下さい。 |

☎ 健康づくり支援課（保健センター）☎7185-1126

家庭菜園などで栽培する農産物の放射性物質低減策

◎深い耕うん（15cm以上）を行うことで、表面に集中した放射性物質が攪拌され、土壌の浅い部分の放射性物質濃度が低下します。

◎農地に十分なカリウムを肥料として与えると、野菜などへの放射性セシウムの吸収が抑えられます。ただし、与えすぎは環境負荷や野菜などの生理障害の原因になりますので注意してください。☎ 農政課・内線511

手賀沼で捕れる水産物の放射性物質検査結果

千葉県が行った検査の結果、モツゴとフナについては、放射性セシウムの新基準値（100ベクレル/kg）を超えたため、関係漁協は県の要請を受けて、すべての魚種の出荷を自粛しています。今後は毎月定期的な測定を実施する千葉県および関係漁協と連携し、速やかに対策を行っていきます。

手賀沼で釣りをする方は、釣り上げたものを食べることを控えていただくとともに、もし持ち帰る場合は、他の河川などに放流しないようお願いします。☎ 農政課・内線511

| 採取日 | 品目 | 放射性セシウム134 | 放射性セシウム137 | 放射性セシウム134・137合計 |
|-------|------|------------|------------|------------------|
| 3月3日 | モツゴ | 72 | 99 | 171 |
| 3月3日 | スジエビ | 38 | 53 | 91 |
| 3月10日 | フナ | 160 | 240 | 400 |
| 3月17日 | モツゴ | 39 | 55 | 94 |
| 3月17日 | スジエビ | 40 | 55 | 95 |
| 3月29日 | コイ | 140 | 190 | 330 |
| 3月29日 | モツゴ | 41 | 65 | 110※ |
| 3月29日 | スジエビ | 28 | 38 | 66 |

※有効数字2桁に四捨五入したもの。

我孫子市産農産物などの放射性物質分析結果（平成24年3月1日～3月30日）

市では簡易型放射性物質分析機器を導入し、平成23年9月28日から我孫子市産農産物や小・中学校、保育園などの給食食材の放射性物質検査を行っています。
※暫定規制値（野菜類、穀類、卵、その他）放射性ヨウ素:2000ベクレル/kg、放射性セシウム:500ベクレル/kg

| 我孫子市産農産物（農政課☎7185-1481） | | | |
|--|--|--|--|
| 品目（放射性ヨウ素・セシウム検出せず） | | | |
| こまつな15検体、なばな8検体、だいこん7検体、ほうれんそう7検体、ブロッコリー4検体、トマト4検体、キャベツ3検体、にんじん2検体、ねぎ2検体、からし菜2検体、アイスプラント2検体、みずな、かぶ、レタス、葉たまねぎ、菜の花、きゅうり、しゅんぎく、ふき、落花生、玄米7検体 | | | |

| 品目 | 放射性ヨウ素131 | 放射性セシウム134 | 放射性セシウム137 |
|-------|-----------|------------|------------|
| ふきのとう | 検出せず | 検出せず | 15.3 |
| ふきのとう | 検出せず | 18.6 | 23.8 |
| ふきのとう | 検出せず | 検出せず | 16.3 |

| 学校給食食材（学校教育課☎7185-1267） | | | |
|---|--|--|--|
| 品目（放射性ヨウ素・セシウム検出せず） | | | |
| 牛乳（千葉県、北海道、岩手県、群馬県、秋田県、埼玉県、山形県、栃木県産の原乳）、ししゃも（カナダ産）、ヨーグルト（北海道、中国地方産）、豚肉（茨城県産）、さば（ノルウェー産）、ぶり（韓国産）、揚げ出し豆腐（アメリカ、カナダ産）、秋鮭（北海道産）、きゅうり（千葉県産）、みりん（静岡県産）、白ワイン（アルゼンチン産）、赤ワイン（アルゼンチン、チリ産）、こまつな（千葉県産）、しらす干し（静岡県産）、厚けずり（長崎県産）、にら（茨城県産）、かぶ（我孫子市産）、大納言小豆（北海道産）、キャベツ（愛知県産）、湯通し塩蔵わかめ（岩手県産）、パン粉付きえび（インドネシア産）、キウイフルーツ（群馬県産）、にんじん（千葉県産）、せとか（愛媛県産）、まいたけ（静岡県産）、じゃがいも（鹿児島県産）、ゆず（高知県産）、冷凍あさりむき身（愛知県、千葉県、静岡県、熊本県産）、チンゲン菜（茨城県産） | | | |

◎給食一食まるごと検査…検出せず

3月2日…新木小、並木小、布佐南小、我孫子中、布佐中、湖北台中、久寺家中、白山中、3月6日…湖北中

| 品目 | 放射性ヨウ素131 | 放射性セシウム134 | 放射性セシウム137 |
|----------------|-----------|------------|------------|
| けずり節（熊本県、静岡県産） | 検出せず | 検出せず | 15.09 |

※国の示す暫定規制値以下ですが、検出限界値を超えたため、学校給食には使用していません。
◎「検出せず」とは、放射性ヨウ素131および放射性セシウム134、放射性セシウム137が検出限界値未満であることを示します。

◎検出限界値…放射性ヨウ素131:10ベクレル/kg・放射性セシウム134:10ベクレル/kg・放射性セシウム137:10ベクレル/kg

| 保育園給食食材（保育課☎7185-1490） | | | |
|---|--|--|--|
| 品目（放射性ヨウ素・セシウム検出せず） | | | |
| ほうれんそう2検体（千葉県、我孫子市産）、にんじん2検体（千葉県産）、はくさい（茨城県産）、しいたけ（岩手県産）、ブロッコリー（香川県産）、かぶ（千葉県産）、メカジキ（台湾産）、たまねぎ3検体（千葉県、北海道産）、牛乳（北海道産の原乳）、生わかめ（徳島県産）、きゃべつ（千葉県産）、鶏肉（宮崎県産）、豚肉（千葉県産）、れんこん（茨城県産）、ごぼう（青森県産） | | | |

◎給食一食まるごと検査…検出せず

3月6日…川村学園女子大学附属保育園、布佐宝保育園、3月7日…根戸保育園、つくし野保育園、3月13日…柏鳳保育園、慈絃保育園、3月14日…寿保育園、並木保育園、3月19日…禮和保育園、恵愛保育園、3月21日…湖北台保育園、東あびこ保育園、3月27日…天王台双葉保育園、つばめ保育園、3月28日…つくし野保育園、緑保育園

| 品目 | 放射性ヨウ素131 | 放射性セシウム134 | 放射性セシウム137 |
|-----------|-----------|------------|------------|
| 夏みかん（園栽培） | 検出せず | 33.63 | 48.94 |

※国の示す暫定規制値以下ですが、検出限界値を超えたため、保育園給食には使用していません。

| あらし園給食食材（あらし園☎7185-2459） | | 放射性ヨウ素・セシウム |
|--------------------------|--|-------------|
| たまねぎ（北海道産） | | 検出せず |

◎給食一食まるごと検査 3月9日…検出せず

| こども発達センター給食食材（こども発達センター☎7188-0472） | | 放射性ヨウ素・セシウム |
|------------------------------------|--|-------------|
| たまねぎ（北海道産） | | 検出せず |

「我孫子市産たけのこ」の出荷制限について…千葉県が4月5日に検査した「我孫子市産たけのこ」の放射性物質検査の結果、国で定めた放射性セシウムの新基準値（100ベクレル/kg）を超える放射性物質が検出されました。原子力災害対策本部長から出荷制限の指示がありましたので、出荷・販売・譲渡をしないようお願いします。☎ 農政課・内線511

| 採取日 | 品目 | 放射性セシウム134・137合計 |
|------|------|------------------|
| 4月3日 | たけのこ | 170(注) |

(注)放射性セシウムの合計は、セシウム134とセシウム137を合算して有効数字2桁に四捨五入したもの。

「放射能対策ニュース」に掲載を予定していた「学校などで受ける年間放射線量の推計値」については、5月1日号の広報あびこに掲載します。

「東日本大震災」で被害を受けられた皆さんへ 各種支援制度のご案内

現在行っている各種支援制度です。期間が延長になったものや、内容が変更になった制度があります。各制度の詳しい内容や相談がある場合は、下表に記載の担当にお問い合わせください。

東日本大震災による各種支援制度一覧表

| 番号 | 制度名 | 変更点 | 内容 | 期間・期限 | 備考 | 担当 7185-1111(代) |
|------------|---------------------------------|--------|---|---------------------------------|---|-------------------------------|
| ◇減免・免除・猶予◇ | | | | | | |
| 1 | 固定資産税 | | 半壊以上の被害を受けた居住用家屋の敷地について、家屋を取り壊した場合も、市長が住宅用地として使用することができないと認める場合に限り、引き続き住宅用地として※軽減措置を受けられます。(申請が必要です) ※軽減措置 課税標準を3分の1(小規模住宅用地の場合6分の1)とするもの。 | 家屋を解体した翌年の1月31日まで | 軽減期間(被災住宅用地特例)平成33年度まで | 課税課 税政担当 内線403・405 |
| | | | 半壊以上の被害を受けた家屋の住宅用地に代わる土地を平成33年3月31日までに取得した場合、住宅が建設されていなくても土地取得後3年度分は住宅用地とみなす軽減措置(上欄参照)を受けられます(申請が必要です)。 | 代替用地を取得した翌年の1月31日まで | 軽減期間(代替用地特例)平成33年3月31日までに取得したものが対象 | |
| | | | 半壊以上の被害を受けた家屋に代わる家屋を取得した場合または損壊した家屋を解体して建て直した場合、当該家屋に係る固定資産税・都市計画税の税額のうち被災家屋の床面積相当分について、最初の4年度分を2分の1、その後の2年度分を3分の1減額する措置を受けられます(申請が必要です)。 | 代替家屋を取得した翌年の1月31日まで | 軽減期間(代替家屋特例)平成33年3月31日までに取得したものが対象 | |
| | | 期間延長 | 市の被害認定調査で半壊以上の被害認定を受けた家屋を、平成24年1月1日から平成24年12月31日までに解体した場合には、申請により平成24年度固定資産税・都市計画税のうち当該被災家屋に係る税金を減免します(申請が必要です)。 | 平成25年1月31日まで | 対象は、市の被害認定調査により半壊、大規模半壊または全壊の判定を受けた家屋です。ただし、解体前に被災家屋を譲渡した場合は、減免対象にはなりません。 | |
| 2 | 個人市民税 | 繰越延長特例 | 住宅、家財などに損害を受けた方で、平成22年分または平成23年分のいずれかの年分を選択して、雑損控除の適用を受けた方は、個人市民税が軽減されます。 | 平成30年3月31日まで繰越可能 | 雑損控除(繰越最長5年間可能) | 課税課 市民税担当 内線334・335 |
| | | 重複適用特例 | 新たに住宅借入金等を有し、住宅に居住した場合の特別税額控除は、大震災により被害を受け居住できなくなった家屋の分と合計して、特別控除限度額までの範囲で受けられます。 | 住宅借入金期間(10年間または15年間) | 住宅借入金等特別税額控除(再取得等による重複適用の特例) | |
| 3 | 国民健康保険税(対象者には個別に通知) | 減免期間延長 | 市内に所有する自身の住宅用家屋(同居親族の所有を含む)に半壊以上の被害があった場合は、それらの状況に応じて保険税額が減免されます。 | 平成24年9月30日まで | | 国保年金課 保険税担当 内線353・354 |
| 4 | 国民健康保険一部負担金(対象者には個別に通知) | 免除期間延長 | 一定の条件に該当する方は医療機関で受診の際に支払う一部負担金が免除されます。免除をうけるためには、「被保険者証」と併せて、市が発行する「一部負担金等免除証明書」が必要となります。 | 平成24年9月30日まで | ※但し入院時の食費、柔道整復・はり・きゅう・あんま・マッサージ師による施術等については、平成24年2月29日まで | 国保年金課 給付担当 内線325・482 |
| 5 | 後期高齢者医療保険料(対象者には個別に通知) | 免除期間延長 | 市内に所有する自身の住宅用家屋(同居親族の所有を含む)に半壊以上の被害があった場合は、それらの状況に応じて保険料額が減免されます。 | 平成24年9月30日まで(予定) *広域連合の決定による | | 国保年金課 高齢者医療担当 内線414・415 |
| 6 | 後期高齢者医療一部負担金(対象者には個別に通知) | 免除期間延長 | 一定の条件に該当する方は医療機関で受診の際に支払う一部負担金が免除されます。免除をうけるためには、広域連合が発行する「一部負担金等免除証明書」が必要となります。 | 平成24年9月30日まで | ※但し入院時の食費、柔道整復・はり・きゅう・あんま・マッサージ師による施術等については、平成24年2月29日まで | 国保年金課 給付担当 内線325・482 |
| 7 | 介護保険料(対象者には個別に通知) | 免除期間延長 | 市内に所有する自身の住宅用家屋(同居親族の所有を含む)に半壊以上の被害があった場合は、平成23年4月から平成24年9月までの保険料が免除されます。 | 平成24年9月30日まで | | 高齢者支援課 介護保険担当 内線400 |
| 8 | 介護保険利用者負担額(対象者には個別に通知) | 減免期間延長 | 市内に所有する自身の住宅用家屋(同居親族の所有を含む)に半壊以上の被害があった場合は、被害の程度により利用者負担額が減免されます。 | 平成24年9月30日まで | | 高齢者支援課 介護保険担当 内線400 |
| 9 | 高齢者在宅生活支援サービス利用者負担金(対象者には個別に通知) | 免除期間延長 | 市内に所有する自身の住宅用家屋(同居親族の所有を含む)に半壊以上の被害があった場合は、申請された月の翌月分から利用料が免除されます。 | 平成24年9月30日まで | | 高齢者支援課 高齢者施策推進担当 内線412 |

| 番号 | 制度名 | 変更点 | 内容 | 期間・期限 | 備考 | 担当 7185-1111(代) |
|---------|------------------------------------|--------|--|---|--|------------------------------|
| 10 | 障害者自立支援法の障害福祉サービス利用者負担額 | | 障害者自立支援法の規定に基づく「介護給付費又は訓練等給付費の支給」及び「特例介護費給付費又は特例訓練等給付費の支給」について、被害状況に応じ、利用料が減額又は免除されます。 | 平成24年6月30日まで | | 障害福祉支援課 計画・給付担当 内線384 |
| 11 | 特別児童扶養手当等の特別措置 | | 所有している資産の2分の1以上に被害があった場合、被災者に対する特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等について、所得制限が解除されます。 | 平成24年7月31日まで | | 障害福祉支援課 計画・給付担当 内線389 |
| 12 | 母子寡婦福祉貸付金の特別措置 | | 母子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。 | 申込期限なし | | 子ども支援課 手当担当 内線849 |
| 13 | 児童扶養手当の特別措置 | | 所有している資産の2分の1以上に被害があった場合、被災者に対する児童扶養手当について、所得制限が解除されます。 | 平成24年7月31日まで | | 子ども支援課 手当担当 内線852 |
| ◇給付・補助◇ | | | | | | |
| 14 | 自己搬入の無料受け入れ | 期間延長 | 被災して壊れた建築物又は工作物の廃材(瓦、木くず、コンクリート)で、集積所収集しないものに限りま。 | 平成25年3月29日まで | り災証明書等の写しの提出が必要。木くずは長さ1.5メートル以内、直径25センチ以内 | クリーンセンター ☎7187-0015 |
| | 被災家屋等の解体に伴う廃棄物の運搬・処分制度 | | 被災した家屋等の全部解体に伴う、廃棄物の運搬・処分費を市が負担します。 | 平成25年3月31日まで | 解体工事前の申請が必要 | |
| 15 | 被災住宅修繕支援制度 | | 東日本大震災時及び申請時において、所有かつ居住している住宅で、屋根、外壁及び基礎を修繕工事(消費税込み20万円以上の工事に限る)に要した費用の5%を支援します(10万円を限度とする)。 | 平成25年3月31日まで | 市が発行しているり災証明書又はり災届出証明書を受けている方(被災者生活再建支援法又は我孫子市液状化等被害住宅再建支援事業の適用を受けている方は除く) | |
| 16 | 住宅リフォーム補助制度 | | 所有かつ居住している住宅のリフォームを行ったとき、補助対象工事の5%を補助します。(10万円を限度・税金滞納のない方) ※新たな二世帯住宅または、市東部地区への転入・転居は、補助率割増有。 | 平成24年度の申請期間は、4月20日から平成25年1月31日まで。平成25年度も実施予定。 | 市に登録された市内事業者を利用し、住宅リフォーム工事の工事契約締結前に補助金の申請が必要。 | |
| 17 | 被災住宅再建資金利子補給制度 | 期間延長 | 平成23年3月11日以降に被災住宅などにかかる金銭消費貸借契約を金融機関と締結し、平成26年3月31日までに融資実行を受けた方で、借入金に関する利子の支払い開始日から5年間、年利2%を限度に利子補給します(利子補給の対象限度額は100万円以上500万円以下)。 | 平成26年3月31日まで | 金融機関に融資申込みを行った日から1か月以内に申請が必要。(平成24年4月1日前に融資申込みを行った方のうち平成24年4月1日以後に融資実行を受ける方及び平成24年4月1日から平成24年4月30日までに融資申込みを行った方は、平成24年5月31日までに申請が必要) | 建築住宅課 企画調整担当 内線601・529 |
| 18 | 県外被災世帯に対する民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の取扱制度 | | 応急仮設住宅として市が民間賃貸住宅を借上げます(借上げ条件有)。 | 入居期間は、入居許可日から最長2年間。(現在の対象は福島県のみ) | | |
| 19 | 被災者民間賃貸住宅家賃補助制度 | 内容変更 | 自ら又は親族1等親(親、子)が所有し、居住していた住宅が地震により全壊又は半壊の被害を受け、市内の民間賃貸住宅に入居した市民に家賃を補助します(補助金：対象経費の2分の1額で3万円限度を対象経費の額で6万円限度に変更)。 | 平成25年3月31日まで | 民間賃貸住宅へ入居した日の属する月の末日から2か月以内に申請が必要。 | |
| | | 追加 | 自ら又は親族1等親(親、子)が所有し、居住していた住宅が地震により全壊又は半壊の被害を受け、被災日(平成23年3月11日)から平成23年6月30日までの間に市外の民間賃貸住宅に入居した市民に家賃を補助します(補助金：対象経費の2分の1額で3万円限度)。 | 平成25年3月31日まで | 平成24年5月31日までに申請が必要。 | |
| 20 | 被災者生活再建支援制度(国) | 申請期間延長 | 「基礎支援金」として、全壊・半壊解体・敷地被害解体世帯に100万円、大規模半壊世帯に50万円を支給します。(単数世帯の場合、支援金額は、4分の3)。 | 平成25年4月10日まで | | 市民安全課 危機管理担当 内線217・295 |
| | | | 「加算支援金」として、建設・購入は200万円、補修は100万円、賃借は50万円加算します。(単数世帯の場合、支援金額は、4分の3)。 | 平成26年4月10日まで | | |
| 21 | 液状化等被害住宅再建支援制度(県・市) | 期間延長 | 【県】半壊補修工事に25万円、地盤復旧工事に100万円(複数世帯の場合、支援金額は、4分の3)を支給します(県負担分)。 | 平成25年3月31日まで | 被災者生活再建支援制度と重複不可 | |
| | | 期間延長 | 【市】地盤復旧工事(県負担分)に30万円を上乗せします。 | | | |